

とかち広域消防事務組合 情報公開制度について

■ 情報公開制度とは

組合が作成または所得した公文書を、どなたからの求めにも応じ、準用する帯広市情報公開条例に基づき原則として公開する制度です。

■ 公文書の開示請求をできる方は

どなたでも開示請求できます。

■ 公文書の開示制度を実施する機関は

組合長、公平委員会、監査委員及び議会です。

■ 請求できる公文書は

実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものです。

(刊行物等の不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除きます)

■ 開示しない情報は

開示請求のあった公文書は原則として開示しますが、次に該当する情報は開示しません。

- (1) 個人に関する情報で特定の個人が識別される情報
- (2) 法令等の規定または慣行として公にされ、または公にすることが予定されていない情報
- (3) 法人などの正当な利益が損なわれる情報
- (4) 犯罪の予防、人命の保護などに支障が生ずるおそれのある情報
- (5) 意思形成過程の情報で、公開することにより事務事業の執行に支障が生ずると明らかに認められる情報
- (6) 交渉、入札、試験などの事務事業の執行に支障が生ずると認められる情報